

政策評価・独立行政法人評価委員会委員長 及び各府省独法評価委員会委員長懇談会

日時：平成17年4月15日（金）15：00～17：00

場所：東海大学校友会館霞の間（霞ヶ関ビル33階）

- 議題： 1 丹羽政策評価・独立行政法人評価委員会委員長からの挨拶
 2 富田独立行政法人評価分科会長からの説明
 ・政策評価・独法評価委員会の昨年の活動について
 ・平成17年度の政策評価・独法評価委員会の活動予定
 3 意見交換

出席者：内閣府独法評価委員会委員長 大森 彌（東京大学名誉教授）
 外務省独法評価委員会委員 川上照男（公認会計士（オフィス・あさひ））
 財務省独法評価委員会委員長代理 牟田博光（東京工業大学大学院社会理工学研究科教授）
 厚労省独法評価委員会委員長代理 開原成允（国際医療福祉大学大学院長）
 農水省独法評価委員会委員長 松本 聰（秋田県立大学生物資源科学部教授）
 経産省独法評価委員会委員長 } 木村 孟（（独）大学評価・学位授与機構長）
 国交省独法評価委員会委員長 }

環境省独法評価委員会委員長代理 松野太郎
 （（独）海洋研究開発機構地球環境フロンティア研究センター地球環境モデリング研究プログラム特任研究員）

政策評価・独法評価委員会委員長 丹羽宇一郎（伊藤忠商事株式会社代表取締役会長）
 同 分科会長 富田 俊基（中央大学法学部教授）
 同 分科会長代理 樫谷 隆夫（日本公認会計士協会理事）

委員長懇談会(4/15)での各府省意見と政独委員会としての対応

委員長懇談会での各府省意見	政独委員会としての対応
<p>○政独委員会と各府省の独法評価委員会の役割分担が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政独委が非常に細かい点まで指摘するが、専門的なものは各府省にまかせるべき。 ・ 政独委が各府省と同じ視点で見るとは無駄。 ・ 中期目標終了時の見直しの際には、各府省の年度評価結果も尊重すべき ・ 政独委と各府省の役割分担が必要。 <ul style="list-style-type: none"> 各府省・・・専門的、実践的な観点から評価 政独委・・・制度問題、組織論など大所高所から横断的に評価 	<p>←評価の客観性・信頼性を確保することは引き続き重要であり、今後とも必要に応じ指摘</p> <p>←同時に、評価は、評価対象である独立行政法人の業務の在り方の見直しや運営の改善に資するべきものであり、そのためには、①毎年度の評価の積み重ねが、中期目標終了時の見直しに反映されるようなものであること、②法人の業務運営の改善を目指すものであることが重要であり、二次評価は、それに積極的に寄与することが求められる。</p> <p>⇒今後、二次意見や関心事項で示した評価の視点のうち、以下の視点に重点を置いて各WGで検討することとし、法人ごとの具体的視点は夏目途に整理</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 二次意見で示している、中期的観点をも踏まえた法人の業務の在り方についての一次評価の実施状況に重点を置いて、意見を述べること ② 効果的・効率的な法人の業務運営の観点から、各法人について、横断的な視点からの指摘（財務会計面等）や、主要な事項に係る指摘に重点を置いて、意見を述べること ③ 評価作業を通じて把握した他の府省評価委員会において参考となる一次評価の手法、視点等について積極的に評価すること

委員長懇談会での各府省意見	政独委員会としての対応
<p>○退職金の業績勘案率に関する検討方針の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政独委の方針は1.0であまりにも硬直的。 ・ 平均値を1.0にすることとし、個別の評価は各府省委員会にまかせるべき。 <p>○各府省の評価委において財務を見ている会計士からヒアリングしてくれないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 目的積立金を積極的に積み立てることについて、業務収入の多い法人とそうではない法人があるので、ガイドラインを示して欲しい。 ・ 目的積立金の承認が厳しすぎるのではないか。 	<p>←政独委員会としても、1.0を超えるものも下回るものもあり得るとの認識。</p> <p>各府省委員会の個別の評価に対して適切に対応。</p> <p>←財務研において、各府省の評価委員(財務関係)との懇談会を開催(6月中旬)。当該懇談会での具体的な議論を踏まえ、対応を検討。</p>

(注) 独立行政法人分科会(5/13開催)における意見を踏まえ、一部修正している。

国立大学法人等の年度評価について

I 独立行政法人との制度的違い（評価関係部分） 【参考1, 2】

- ① 国立大学法人法に基づく法人
（国立大学法人 89、大学共同利用機関法人 4）
- ② 国は、国立大学法人等における教育研究の特性に常に配慮
（国立大学法人法第3条）
- ③ 大学の主要な事務・事業である「教育研究」については、中期評価（6年後）で、専門機関である独立行政法人大学評価・学位授与機構が評価を行い、当該評価の結果を尊重して国立大学法人評価委員会が大学の総合的な業績の評定を行う仕組み（国立大学法人法第35条）
- ④ 国立大学評価委員会による評価の決定の前に国立大学法人等による意見の申立ての機会の付与
（国立大学法人法施行規則第10条、第12条）

（参考）

国立大学法人法案審議における附帯決議 【参考3】

- i) 評価業務が大学教職員の過度の負担とならないこと
- ii) 総務省等は独立行政法人との違いに十分留意すること

II 文部科学省の国立大学法人評価委員会による年度評価の方針

【参考4, 5】

- i) 機動的・弾力的な大学運営の観点から、大学の業務運営、財務内容等の経営面を中心に年度評価を実施
教育研究については、専門的な評価は行わず、専ら事業の外形的・客観的な進行状況の確認
- ii) 国立大学法人等全体の改革の取り組み状況について、①学長等のリーダーシップの確立と柔軟な資源配分の実施、②経営の確立と活性化、③社会に開かれた客観的な経営の確立、といった観点別に把握・分析をすることを検討中

国立大学法人法における主な独自規定について

- 国は、この法律の適用に当たっては、国立大学及び大学共同利用機関における教育研究の特性に常に配慮しなければならない。(第3条)
- 文部科学省に、国立大学法人評価委員会を置く。(第9条)
- 学長の任命は、国立大学法人の申出に基づいて、文部科学大臣が行う。
国立大学法人の申出は、学長選考会議の選考により行う。(第12条)
- 国立大学法人、大学共同利用機関法人に、経営協議会、教育研究評議会を置く。(第20条、21条、27条、28条等)
- 文部科学大臣は、6年間において国立大学法人等が達成すべき業務運営に関する目標を中期目標として定める。
中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、国立大学法人等の意見を聴き、当該意見に配慮するとともに、評価委員会の意見を聴かなければならない。(第30条)
- 国立大学法人評価委員会の中期評価については、独立行政法人大学評価・学位授与機構に対し国立大学及び大学共同利用機関の教育研究の状況についての評価の実施を要請し、当該評価の結果を尊重して、業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。(第35条による独法通則法第34条の準用の際の読替え)
- 年度評価、中期評価の評価結果について、国立大学等には、国立大学法人評価委員会の評価の決定の前に意見申立ての機会が付与され、当該意見は総務省政独委員会に通知(国立大学法人評価委員会令第9条、国立大学法人法施行規則第10条、第12条)

国立大学法人等と国立大学法人評価委員会の関係について

	大学評価・学位授与機構	国立大学法人評価委員会
評価事項	<p>(中期評価)</p> <p>教育・研究の業績を専門的に 評価 (ピア・レビュー)</p>	<p>(年度評価・中期評価)</p> <p>総合評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営面 ・ 教育研究
イメージ	<pre> graph TD A[大学評価・学位授与機構] B[国立大学法人評価委員会] C[国立大学法人 大学共同利用機関法人] A -- "教育研究についての 評価を要請" --> B B -- "評価結果の通知" --> A B -- "総合評価" --> C </pre>	

国立大学法人法案審議における附帯決議（評価関係部分の抜粋）

（衆議院）

- 1 国立大学の法人化に当たっては、憲法で保障されている学問の自由や大学の自治の理念を踏まえ、国立大学の教育研究の特性に十分配慮するとともに、その活性化が図られるよう、自主的・自律的な運営の確保に努めること。
- 5 国立大学の評価に当たっては、明確かつ透明性のある基準に従って行うとともに、基礎的な学問分野の継承発展や国立大学が地域の教育、文化、産業等の基盤を支えている役割にも十分配慮すること。また、中期目標等の業績評価と資源配分を結びつけることについては、大学の自主性・自立性を尊重する観点に立って慎重な運用に努めること。さらに、評価に係る業務が国立大学の教職員の過度の負担とならないよう努めること。国立大学法人評価委員会の委員は大学の教育研究や運営について高い識見を有する者から選任すること。

（参議院）

- 1 国立大学の法人化に当たっては、憲法で保障されている学問の自由や大学の自治の理念を踏まえ、国立大学の教育研究の特性に十分配慮するとともに、その活性化が図られるよう、自主的・自律的な運営を確保すること。
- 6 法人に求める中期目標・中期計画に係る参考資料等については、極力、簡素化を図ること。また、評価に係る業務が教職員の過度の負担とならないよう、特段の措置を講ずること。
- 7 国立大学の評価に当たっては、基礎的な学問分野の継承発展や国立大学が地域の教育、文化、産業等の基盤を支えている役割にも十分配慮すること。また、評価結果が確定する前の大学からの意見申立ての機会の付与について法令上明記し、評価の信頼性の向上に努めること。
- 8 国立大学法人法による評価制度及び評価結果と資源配分の関係については、同法第3条の趣旨を踏まえ慎重な運用に努めるとともに、継続的に見直しを行うこと。
- 9 国立大学法人評価委員会の委員は大学の教育研究や運営について高い識見を有する者から選任すること。評価委員会の委員の氏名や経歴の外、会議の議事録を公表するとともに、会議を公開するなどにより公正性・透明性を確保すること。
- 10 独立行政法人通則法を準用するに当たっては、総務省、財務省、文部科学省及び国立大学法人の関係において、大学の教育研究機関としての本質が損なわれることのないよう、国立大学法人と独立行政法人の違いに十分留意すること。
- 11 独立行政法人通則法第35条の準用による政策評価・独立行政法人評価委員会からの国立大学法人等の主要な事務・事業の改廃勧告については、国立大学法人法第3条の趣旨を十分に踏まえ、各大学の大学本体や学部等の具体的な組織の改廃、個々の教育研究活動については言及しないこと。また、必要な資料の提出等の依頼は、直接大学に対して行わず、文部科学大臣に対して行うこと。

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の年度評価について

1 検討経緯

各年度終了時における評価の方法等についての検討経緯は、以下のとおり。

- ① 国立大学法人評価委員会・総会（5月11日開催）において、年度評価の検討の方向性について議論。
その後、国立大学法人評価委員会・専門委員を中心に「年度評価実施要領（たたき台骨子案）」を検討。
- ② 国立大学協会・大学評価委員会に検討状況を説明・意見交換
（6月30日、7月29日、9月29日）
- ③ 国立大学協会・大学評価委員会での議論を踏まえ、国立大学法人評価委員会の野依委員長とも相談の上、更に検討。
- ④ 国立大学法人評価委員会（野依委員長、椎貝委員長代理、作業委員）及び国立大学協会・大学評価委員会の学長による意見交換を実施。
（9月13日）

2 年度評価のポイント

- (1) 国立大学法人等に対する評価は、①教育研究の特性や大学運営の自主性・自律性に配慮しつつ、国立大学法人等の継続的な質的向上に資するものでなければならないこと、②評価を通じて国立大学法人等の改革のための取り組みを積極的に支援すること、といった基本的な考え方を明確化する。
- (2) 法人化を契機として、機動的・戦略的な大学運営の実現を図っていくことが重要であることから、業務運営・財務内容等の経営面を中心に、中期計画の実施状況の評価し、その結果を分かりやすく示す。
評価結果は、「計画通り進んでいる」、「おおむね計画通り進んでいる」といった文言により示す。
- (3) 教育研究の状況については、その特性に配慮し、専門的な観点からの評価は行わず、事業の外形的・客観的な進行状況を確認し、特筆すべき点や遅れている点を示す。
- (4) 単に中期計画の進行状況をチェックするだけでなく、特色ある取り組みや、法人運営を円滑に進めるための様々な工夫を積極的に評価するとともに、国立大学法人制度自体も含め、中期目標達成に向けての改善点が明らかになるようなものとするのが重要。このため、実績報告書に特記事項欄を設け、各国立大学法人等の状況等を自由に記載してもらい、評価に当たってはそれらを十分に考慮する。

国立大学法人の中期目標の項目	
(前文) 大学の基本的な目標	
I	中期目標の期間及び教育研究上の基本組織
	1 中期目標の期間
	2 教育研究上の基本組織
II	大学の教育研究等の質の向上に関する目標
	1 教育に関する目標
	2 研究に関する目標
	3 その他の目標
III	業務運営の改善及び効率化に関する目標
	1 運営体制の改善に関する目標
	2 教育研究組織の見直しに関する目標
	3 人事の適正化に関する目標
	4 事務等の効率化・合理化に関する目標
IV	財務内容の改善に関する目標
	1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標
	2 経費の抑制に関する目標
	3 資産の運用管理の改善に関する目標
V	自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標
	1 評価の充実に関する目標
	2 情報公開等の推進に関する目標
VI	その他業務運営に関する重要目標
	1 施設設備の整備・活用等に関する目標
	2 安全管理に関する目標

○ 文部科学省が示している中期目標の項目

国立大学法人評価委員会

2004年8月 名簿

第1期 国立大学法人評価委員会 委員

◎印は委員長、○印は委員長代理

阿部 博之(あべ ひろゆき)	総合科学技術会議議員、東北大学名誉教授
荒川 正昭(あらかわ まさあき)	独立行政法人大学入試センター理事長
飯吉 厚夫(いいよし あつお)	中部大学長
ウィリアム・カリー	上智大学長
奥山 章雄(おくやま あきお)	中央青山監査法人代表社員
勝方 信一(かつかた しんいち)	読売新聞中部支社編集担当
後藤 祥子(ごとう しょうこ)	日本女子大学長・理事長
○ 椎貝 博美(しいがい ひろよし)	社団法人日本河川協会会長、山梨大学名誉教授 筑波大学名誉教授
寺島 実郎(てらしま じつろう)	財団法人日本総合研究所理事長、 株式会社三井物産戦略研究所所長
鳥居 泰彦(とりい やすひこ)	慶應義塾学事顧問、 日本私立学校振興・共済事業団理事長
南雲 光男(なぐも みつお)	日本サービス・流通労働組合連合顧問
丹羽 雅子(にわ まさこ)	奈良女子大学名誉教授
◎ 野依 良治(のより りょうじ)	独立行政法人理化学研究所理事長
御手洗 富士夫(みたらい ふじお)	キヤノン株式会社社長、 社団法人日本経済団体連合会副会長

※ 任命の発令日は平成15年10月1日

役職は平成16年8月現在

(高等教育局高等教育企画課国立大学法人評価委員会室)

第1期 国立大学法人評価委員会 国立大学法人分科会 名簿

◎印は分科会長、○印は分科会長代理

(委員)

- | | |
|---------|--------------------------------|
| 阿部 博之 | 総合科学技術会議議員、東北大学名誉教授 |
| ○ 荒川 正昭 | 独立行政法人大学入試センター理事長 |
| 奥山 章雄 | 中央青山監査法人代表社員 |
| 勝方 信一 | 読売新聞中部支社編集担当 |
| ◎ 椎貝 博美 | 社団法人日本河川協会会長、山梨大学名誉教授、筑波大学名誉教授 |
| ○ 寺島 実郎 | 財団法人日本総合研究所理事長、株式会社三井物産戦略研究所所長 |
| 鳥居 泰彦 | 慶應義塾学事顧問、日本私立学校振興・共済事業団理事長 |
| 南雲 光男 | 日本サービス・流通労働組合連合顧問 |
| 丹羽 雅子 | 奈良女子大学名誉教授 |
| 御手洗 富士夫 | キヤノン株式会社社長、社団法人日本経済団体連合会副会長 |

(専門委員)

- | | |
|-------|--------------------|
| 小野田 武 | 日本大学総合科学研究所教授 |
| 館 昭 | 桜美林大学大学院国際学研究科教授 |
| 宮内 忍 | 日本公認会計士協会常務理事 |
| 山本 清 | 国立大学財務・経営センター研究部教授 |

※ 委員について、任命の発令日は平成15年10月1日、分属の発令日は平成15年10月31日

※ 専門委員の発令日は、任命及び分属ともに平成15年11月10日

役職は平成16年8月現在

(高等教育局高等教育企画課国立大学法人評価委員会室)

第1期 国立大学法人評価委員会 大学共同利用機関法人分科会 名簿

◎印は分科会長、○印は分科会長代理

(委員)

- ◎飯吉 厚夫(いいよし あつお) 中部大学総長
ウィリアム・カリー 上智大学名誉教授
○後藤 祥子(ごとう しょうこ) 日本女子大学長・理事長
野依 良治(のより りょうじ) 独立行政法人理化学研究所理事長

(専門委員)

- 朝岡 康二(あさおか こうじ) 沖縄県立芸術大学長
荒船 次郎(あらふね じろう) 独立行政法人大学評価・学位授与機構理事
伊賀 健一(いが けんいち) 独立行政法人日本学術振興会理事
白石 隆(しらいし たかし) 政策研究大学院大学教授
田中 正之(たなか まさゆき) 東北工業大学副学長
中村 道治(なかむら みちはる) 株式会社日立製作所執行役副社長 研究開発本部長
和田 義博(わだ よしひろ) 日本公認会計士協会常務理事

※委員任命の発令は平成15年10月1日、分属の発令は平成15年10月31日

※専門委員の任命及び分属の発令は平成15年11月18日

役職は平成17年4月1日現在

(研究振興局学術機関課)